

## 割賦販売法の抜本的改正に関する件

近年、年金暮らしの高齢者に対し支払能力を超える住宅リフォーム工事や呉服、貴金属等のいわゆる「次々販売」被害が社会問題となっています。モニター商法などの詐欺的商法にクレジット契約が利用される被害も後を絶ちません。こうした被害は、クレジット事業者が、安易に悪質業者と提携したり、顧客の支払能力をチェックせず過剰な与信を認めることなどが大きな原因となっています。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、悪質な勧誘販売行為を助長するような不適正与信の排除、過剰与信の防止の必要性があるとして割賦販売法の改正につき具体的検討を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みです。クレジット被害を防止し、消費者が安心してクレジットを利用できるようにするためには、抜本的な法改正が必要です。

よって、国会及び政府におかれては、割賦販売法改正に当たって、次の事項を実現するよう強く要望します。

### 記

- 1 クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと
- 2 クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除されたときは、クレジット会社も既払金の返還義務を負うなどのクレジット会社の共同責任を規定すること
- 3 1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則として全てのクレジット契約を適用対象とすること
- 4 個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリングオフ制度を規定すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年10月4日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
経済産業大臣 様

仙台市議会議長 赤間次彦